

財務(支)局長 殿

※登録番号 財務(支)局長 第 号

住所(郵便番号)

電話番号() ー

商号又は名称

氏 名

(法人等にあつては、代表者の役職氏名)

払 戻 し 完 了 報 告 書

前払式支払手段の払戻しが完了したので、前払式支払手段に関する内閣府令第41条第8項の規定により報告します。

記

1. 払戻しが完了した前払式支払手段の名称															
2. 第41条第1項各号に掲げる合計額等	<table><tr><td>第1号イ</td><td>円</td></tr><tr><td>第1号ロ</td><td>円</td></tr><tr><td>(第1号合計額)</td><td>円</td></tr><tr><td>第2号イ</td><td>円</td></tr><tr><td>第2号ロ</td><td>円</td></tr><tr><td>(第2号合計額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額</td><td>円</td></tr></table>	第1号イ	円	第1号ロ	円	(第1号合計額)	円	第2号イ	円	第2号ロ	円	(第2号合計額)	円	(第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額	円
第1号イ	円														
第1号ロ	円														
(第1号合計額)	円														
第2号イ	円														
第2号ロ	円														
(第2号合計額)	円														
(第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額	円														
3. 第40条第2項各号に掲げる合計額等	<table><tr><td>第1号イ</td><td>円</td></tr><tr><td>第1号ロ</td><td>円</td></tr><tr><td>(第1号合計額)</td><td>円</td></tr><tr><td>第2号イ</td><td>円</td></tr><tr><td>第2号ロ</td><td>円</td></tr><tr><td>(第2号合計額)</td><td>円</td></tr><tr><td>(第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額</td><td>円</td></tr></table>	第1号イ	円	第1号ロ	円	(第1号合計額)	円	第2号イ	円	第2号ロ	円	(第2号合計額)	円	(第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額	円
第1号イ	円														
第1号ロ	円														
(第1号合計額)	円														
第2号イ	円														
第2号ロ	円														
(第2号合計額)	円														
(第1号合計額)から(第2号合計額)を控除した額	円														
4. 払戻しを行う旨の掲示をした期間	年 月 日 から 年 月 日														
5. 申出をした前払式支払手段の保有者の数															

(第2面)

6. 申出をした前払式支払手段の保有者の保有する前払式支払手段の払戻基準日における未使用残高の総額	円
7. 払戻しの手続において、保有者に払い戻した額の総額	円
8. 払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該払戻しの手続に係るものに限る。)の当該払戻基準日における未使用残高の総額	円

(記載上の注意)

1. 第三者型発行者の場合は、※登録番号を記載すること。
2. 法第5条第1項若しくは第3項の規定による届出書又は法第8条第1項の登録申請書若しくは法第11条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、「氏名」欄に当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができる。
3. 「払戻しが完了した前払式支払手段の名称」が二以上ある場合は、前払式支払手段ごとに、1. ～8. の表を作成すること。
4. 「第41条第1項各号に掲げる合計額等」及び「第40条第2項各号に掲げる合計額等」のうち「第2号イ」及び「第2号ロ」の額の算定については、「払戻しの手続から除斥された者に係る前払式支払手段(当該払戻しの手続に係るものに限る。)の当該払戻基準日における未使用残高の総額」も含むことに留意すること。
5. 「第40条第2項各号に掲げる合計額等」は、令第9条第2項の規定により発行保証金の取戻しを行う場合に記載すること。
6. 「未使用残高」とは、代価の弁済に充てることができる金額及び給付又は提供を請求することができる物品等又は役務の数量を金銭に換算した金額をいう。